

第59回 定時株主総会招集ご通知

2019年3月1日 ▶ 2020年2月29日

開催要項

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合であっても、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、これらの方法もご活用いただけますと幸甚に存じます。

日時

2020年5月27日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール

末尾の会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し
退職慰労金贈呈の件

招集ご通知

(証券コード 8273)

2020年5月11日

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社 **イズミ**

代表取締役社長 山西 泰明

招集ご通知

【目次】

招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
〔添付書類〕	
事業報告	10
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告書	36

※新型コロナウイルスの今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.izumi.co.jp>) にてお知らせいたします。

※当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※ご出席いただいた株主様には、お帰りの際にお土産を準備しております。

なお、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

※次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.izumi.co.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.izumi.co.jp>) に掲載させていただきます。

株 主 各 位

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2020年5月26日(火曜日)午後6時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月27日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール
末尾の会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。

3. 目的事項
報 告 事 項

1. 第59期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

議決権行使についてのご案内

4 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席	郵送	インターネット
 <p>開催日時 2020年5月27日(水) 午前10時</p> <p>■同封の議決権行使書用紙を、株主総会当日に受付にてご提出下さい。</p> <p>■議決権行使書のご返送またはインターネットによる議決権行使はいずれも不要です。</p>	 <p>行使期限 2020年5月26日(火) 午後6時</p> <p>■同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、議決権行使期限までに到着するようご返送下さい。</p>	 <p>行使期限 2020年5月26日(火) 午後6時</p> <p>■次ページのご案内に従って、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、議決権行使期限までに賛否をご入力下さい。</p>

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00 ~ 21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00 ~ 17:00)

●電磁的方法（インターネット）による議決権行使●



①議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

行使期限

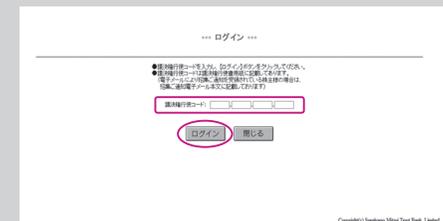
2020年5月26日(火曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご記入いただき、「ログイン」をクリックしてください

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議決権の重複行使について

- ①議決権行使書（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ②インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

議案および参考事項

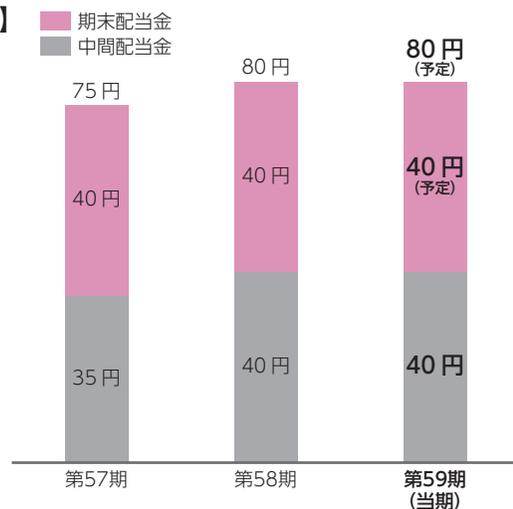
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、適切な利益還元を重視しており、業績動向等を勘案しつつ決定してまいりたいと存じます。当期の期末配当金につきましては、以下のとおり1株につき40円とさせていただきますと存じます。なお、中間配当金（1株につき40円）を含めた1株当たりの年間配当金は80円となります。

なお、内部留保金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、成長分野への戦略投資に充当してまいりたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき40円 総額 2,866,314,160円
③ 剰余金の配当が効力を生ずる日	2020年5月28日

【ご参考：1株当たり配当金の推移】



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (23) (省略)	(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (23) (現行どおり)
(新設)	<u>(24) 太陽光等の再生可能エネルギーによる発電並びに電気の供給及び販売に関する事業</u>
<u>(24) 前各号に付帯関連する一切の業務</u>	<u>(25) 前各号に付帯関連する一切の業務</u>

第3号議案

取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、任意の「指名・報酬委員会」での審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

くろもと ひろし
黒本 寛 (1960年3月25日生)

新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
1997年7月 新店企画課長
1999年2月 テナント統括部テナント導入課長
2003年8月 テナント統括部長
2007年2月 泉開発株式会社（注1）代表取締役社長
2009年1月 当社執行役員開発本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数 4,566株

（注）1. 泉開発株式会社は、現在の当社開発本部の業務を請け負っていた当社の子会社であり、2009年9月に当社が吸収合併いたしました。
2. 取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

黒本寛氏は、1991年に店舗企画部（現開発本部）へ着任以降、出店用地調達及び店舗建設に係る業務を幅広く経験し、現在は執行役員開発本部長として、長年にわたって当社の出店戦略を支え、これまで多くの出店実績を積み上げてきました。また、対外交渉力・バランス感覚に加え常に冷静な判断力を持ち、全社的見地から積極的に提案する等、経営感覚も持ち合わせています。今後の中長期経営計画における出店戦略の業務執行を担う取締役として適任と考え、選任をお願いするものであります。

第4号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松原治郎及び通堂泰幸の両氏は任期満了となりま

すので、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1 ほりかわ ともこ
堀川 智子 (1966年3月9日生)

新任

社外

独立役員

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年10月 公認会計士、センチュリー監査法人入所
1994年10月 中国木材株式会社監査役（非常勤）
1999年3月 センチュリー監査法人退所
中国木材株式会社入社監査役（常勤）
2004年4月 同社取締役経営企画本部長
2012年4月 同社常務取締役経営企画本部長兼社長室室長
2015年2月 同社代表取締役社長（現任）
（重要な兼職の状況）
中国木材株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数 一株

【社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由】

堀川智子氏は、大手監査法人勤務により公認会計士としての経験を積み、その後、家業の中国木材株式会社入社後は経営に係る重要な部署の役員を歴任され、現在代表取締役社長として活躍されています。会社経営者と会計の専門家としての高い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2009年7月 竹原税務署長
 2013年7月 広島国税局総務部総務課長
 2014年7月 国税庁長官官房広島派遣首席国税庁監察官
 2016年7月 広島国税局調査査察部長
 2017年7月 広島国税局調査査察部退職
 2017年8月 税理士事務所開設（現任）
 （重要な兼職の状況）
 税理士

■ 所有する当社株式の数 一株

【社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由】

岡田弘隆氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、国税局の重要な部署の責任者を歴任された後退職され、現在は税理士としての幅広い業務経験と専門的知識を有しているとともに、監査に反映できるコンプライアンス意識の高い人格・識見も有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 堀川智子氏及び岡田弘隆氏は新任の社外監査役候補者であります。
 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 堀川智子氏及び岡田弘隆氏の監査役選任が承認可決された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をいたします。
 4. 堀川智子氏及び岡田弘隆氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます松原治郎及び通堂泰幸の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

まつばら じろう
松原 治郎

■ 略歴

1999年5月 当社監査役
現在に至る

つうどう やすゆき
通堂 泰幸

■ 略歴

2004年7月 当社監査役
現在に至る

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

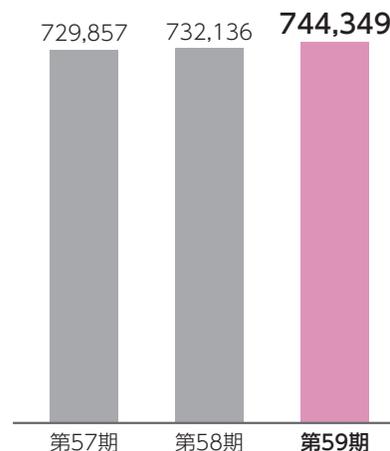
当期におけるわが国経済は、緩やかな景気回復途上にあるとされた一方で、米中の通商問題などに加え、新型コロナウイルス感染症の蔓延がグローバルな生産活動に影響を与え、世界経済の行方に不透明感が漂っています。家計においては、賃金の伸び悩みや年金への将来不安などから価格への意識が高まる中、消費増税を境に節約ムードが強まるとともに、不要不急の消費を控える動きが強まりました。

このような状況の下、当社グループにおいては、“日本一の高質リージョナル総合スーパーを目指す”とした経営ビジョンを掲げた「中期経営計画（2019年2月期から2021年2月期の3カ年）」を策定・推進してきました。しかしながら、軟調な消費環境や人手不足による採用難、さらには建築コストの高騰等により、新規出店の採算見通し低下といった懸案を踏まえ、2年目に当たる当期4月に当該中期経営計画の数値目標を下方修正しました。経営ビジョン等の基本的な考え方は変更せず、新規出店計画をやや抑制する一方で、既存店の活性化としてリニューアル投資、スクラップ&ビルド、デジタル・トランスフォーメーション及びM&A等への投資ウェイトを高め、これまで以上に収益性を重視した成長戦略の展開を開始しました。

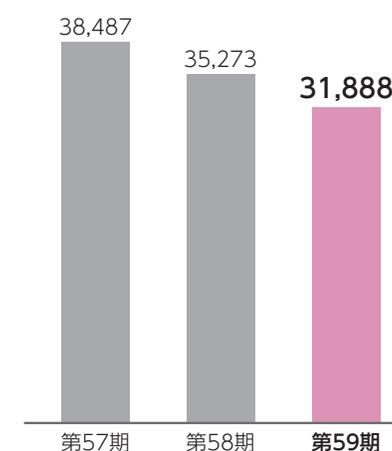
これらの結果、当期の営業成績は以下のとおりとなりました。

区 分	金 額	前 期 比
営業収益	744,349百万円	1.7%増
営業利益	31,888百万円	9.6%減
経常利益	31,979百万円	8.9%減
親会社株主に帰属する当期純利益	19,953百万円	15.1%減

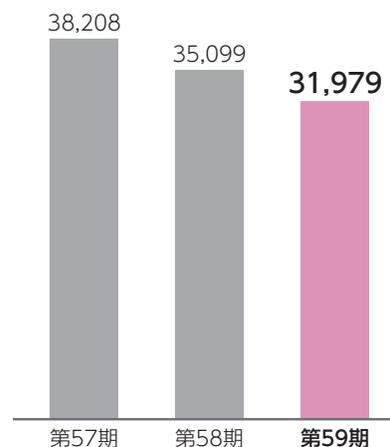
■ 営業収益 (百万円)



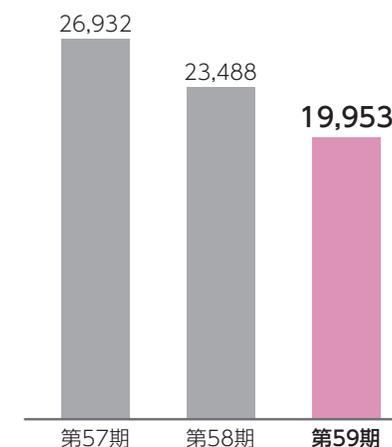
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



主な増減要因**① 営業収益及び売上総利益**

営業収益のうち、売上高は前期比11,776百万円（1.7%）増加し、709,455百万円となりました。また、営業収入は前期比436百万円（1.3%）増加し、34,893百万円となりました。これは、主に当社における新設店舗の稼働及び増床・活性化店舗の販売増によるものです。

売上総利益は、156,103百万円（前期比2,532百万円増）となりました。売上高対比では22.0%となり前期に比べて横ばいとなりました。

② 販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費については、新設店舗等のランニングコストが増加するとともに、主に人件費及び広告宣伝費が増加したことにより、前期比6,353百万円（4.2%）増加の159,108百万円となりました。売上高対比では22.4%となり前期に比べて0.5ポイント上昇しました。

これらの結果、営業利益は前期比3,385百万円（9.6%）減少の31,888百万円となり、売上高対比は4.5%と前期に比べて0.6ポイント低下しました。

③ 営業外損益及び経常利益

営業外収益は、前期比34百万円（2.3%）減少の1,484百万円となりました。一方、営業外費用は、支払利息の減少等により前期比299百万円（17.7%）減少の1,393百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比3,120百万円（8.9%）減少の31,979百万円となりました。売上高対比は4.5%と前期に比べて0.5ポイント低下しました。

④ 特別損益、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は、固定資産売却益329百万円、補助金収入310百万円等を計上したことにより669百万円となりました（前期比811百万円の減少）。一方、特別損失は、減損損失1,146百万円、投資有価証券評価損486百万円、店舗閉鎖損失419百万円等を計上し、2,803百万円となりました（前期比281百万円の減少）。

法人税等は9,505百万円となりました（前期比389百万円の減少）。

非支配株主に帰属する当期純利益は385百万円となりました（前期比274百万円の増加）。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3,535百万円（15.1%）減少の19,953百万円となりました。売上高対比は2.8%と前期に比べて0.6ポイント低下しました。

各セグメントの業績

①小売事業

主力の小売事業においては、“お客様のために尽くすこと”、“全ての従業員が働き甲斐のある会社にする”、“絶えずより良い結果を目指して努力する”の3つの行動指針を掲げ、リアル店舗としての付加価値提案力を高めることでお客様満足の追求に努めてまいりました。

商品面では、引き続き「いいものを安く」をMD戦略のキーワードとし、ますます両極化していく消費動向にアプローチするため、付加価値創造とマスメリット追求の振り幅を広げ、双方の品揃え拡充・競争力強化を図りました。とりわけ、一層デフレマインドの強まる消費者の暮らし向きに対しては、購買頻度の高いコモディティを中心に価格対応することで集客を図りました。

店舗面では、ショッピングセンター業態として、5月に「ゆめタウン小野田（山口県山陽小野田市）」を閉店した一方、6月に「ゆめタウン福山（広島県福山市）」を開業しました。食品スーパー業態においては、4月に「ゆめマート日田（大分県日田市）」及び「ゆめマート三田尻（山口県防府市）」、5月には「ゆめマート南小野田（山口県山陽小野田市）」、7月には「ゆめマート青山（北九州市八幡西区）」を開業しました。また、既存店の活性化としては、6月に「ゆめタウン光の森（熊本県菊池郡）」で増床工事を終えリニューアルオープンを果たしました。9月には「ゆめタウン高松（香川県高松市）」において、「四国一、お客さまのよろこびの追求」をテーマにフードコートや食品売場、衣料品売場を改装しました。四国最大級のフードコート「FOOD CRUISE 瀬戸内島巡り」を中心に、イートイン、レストスペースの拡充を図ることで、ご家族三世代が集い・楽しみ・つながる新たなスポットとしての魅力度向上と買い回り面での利便性を一層強化しました。

また、11月12日付で、株式会社マルヨシセンターと資本業務提携契約を締結し、同社による第三者割当を引き受け、持分法適用会社とすることを発表しました。同社のもつ香川県を地盤とした食品スーパーマーケット店舗網で小商圈を、当社の大型ショッピングセンターのもつ足元・広域の商圈を一気にカバーすることで、四国地方におけるサービスを一体で充実させ、存在感をさらに発揮できると考えています。

これらの取り組みに対して販売動向は、消費増税後の消費意欲が弱含んで推移するなか、国内における新型コロナウイルスの感染拡大を受けた不要不急の外出

を避ける動きが強まり、一層厳しい状況が続きました。

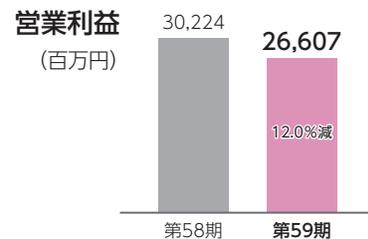
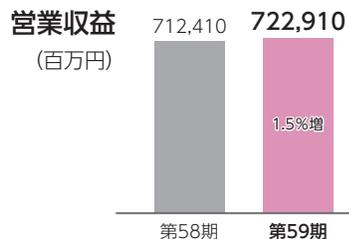
春先には、シューズフェア等の大型企画が奏功し、前年の引越し難民問題に起因する需給悪化が改善したほか、食料品では前年5月に実施した価格対応の反動で買上点数が減少した一方、青果の市況安が緩和されたことなどで衣住食各分野がそれぞれ堅調に推移しました。夏場には、ランドセル等の三世代需要の高まりにより好調だったほか、寝具関連で、消費税率引き上げを意識した購買も見られ押し上げとなりました。また、差別化カテゴリーの惣菜が好調であったことに加え、お中元等のギフト目的のご利用が進み、百貨店からの客層取り込みによる地域シェア向上が進展しました。一方、天候不順により、シーズン衣料の販売が低調であったことや、青果相場の下落により伸びが鈍化しました。

秋口以降、10月の消費増税を見越した駆け込み需要に対しては、寝具などの耐久消費財の買い替えや、酒類・日用雑貨のまとめ買いを喚起するなどして対応しました。一方、消費増税後に想定された買い控えに対しては、価格対応などによる集客策を打ち出すとともに、ハレの日商材や歳時企画などとの相乗効果を得るべく取り組みました。また、冬場には新型コロナウイルスの影響で外出を控えることで来店客数に影響した一方、保存の利く食料品や生活必需品などを中心に買い求める動きが急激に強まり、関連商品の品揃えを図ることで対応しました。

しかしながら、増税後の買い控えが継続していることや、不要不急の来店頻度の減少などによる影響を受けました。これらの結果、当期における当社の既存店売上高は、前年同期比で0.9%減となりました。

コスト面では、商品仕入において原価低減及びロスの抑制を引き続き推進し、売上総利益率の改善に努めました。販売費及び一般管理費については、新設店舗等のランニングコストが増加するとともに、主に人件費及び広告宣伝費が増加しました。

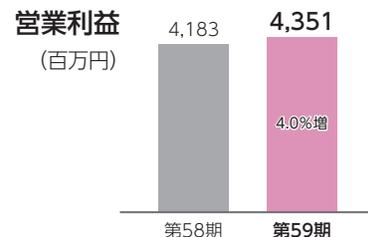
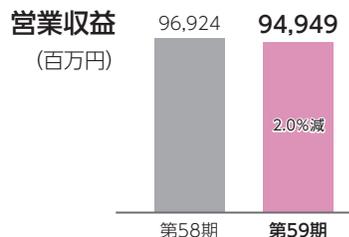
これらの結果、営業収益は722,910百万円（前期比1.5%増）、営業利益は26,607百万円（前期比12.0%減）となりました。



②小売周辺事業

小売周辺事業では、株式会社ゆめカードにおいて、電子マネー「ゆめか」及びクレジットカードの新規会員獲得、並びに小売事業の主力店舗「ゆめタウン」などの入居テナントをはじめとした外部加盟店での取扱いを拡大することで、収益の拡大を図りました。これにより、「ゆめか」の累計発行枚数は前期末における752万枚から当期末では811万枚に達し、当社グループにおけるカード戦略が一層深まりました。顧客利便性を高めることで利用頻度の向上を図り、小売事業への集客及び店舗間の相互送客を図るとともに、レジ業務の生産性改善に繋がりました。また、食品製造子会社の株式会社ゆめデリカにおいて、来年度の稼働を目指して「本社・深川第二工場（仮称）」を起工しました。最新設備及び新技術の導入による供給体制の増強、より鮮度の高い商品提供が可能となることに加え、H A C C Pに対応した設備を整えることで、食の安全と更なる美味しさを両面から追求していきます。今後の店舗網拡大とローコストオペレーションに貢献するとともに、製品や製造工程の安全性及び雇用・労働問題等の経営課題に対応した施設を目指しています。

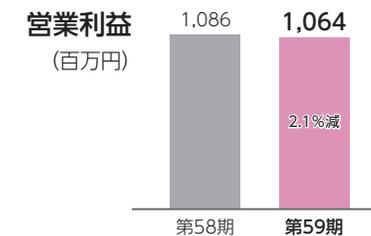
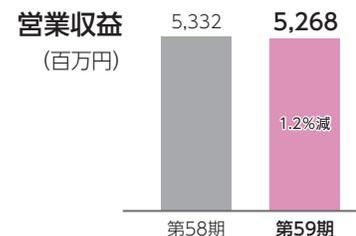
これらの結果、営業収益は94,949百万円(前期比2.0%減)、営業利益は4,351百万円(前期比4.0%増)となりました。



③その他

卸売事業では、販売が低調に推移したことにより利益水準が低下しました。一方で、不動産賃貸事業では安定的な賃料収入を計上しました。

これらの結果、営業収益は5,268百万円（前期比1.2%減）、営業利益は1,064百万円（前期比2.1%減）となりました。



(2) 対処すべき課題

当社グループは、お客様満足の獲得と企業価値の向上のために、以下の経営施策を推進してまいります。

お客様満足度No. 1を目指して

- 三世代の幅広いニーズを満たす品揃え及びテナントを導入するとともに、ご家族が共に過ごすための快適な空間を実現することで、さらに魅力ある商業施設を構築してまいります。
- 地域のお客様にとって、品質・鮮度が高く安心・安全な商品を低価格でご提供する“いいものを安く”を各商品分野で実現させるべく、商品開発とともに原価低減、ロス削減を進めてまいります。
- 店舗を起点とした風通しの良い組織で、従業員の自律的な行動や能力開発をサポートし、明確な目標に対する成果を評価する体制を構築することで、さらに働き甲斐のある職場を実現してまいります。

持続的成長のために

- 広域型ショッピングセンター「ゆめタウン」、小商圏型店舗「ゆめマート」及び「ゆめモール」の新規出店につきましては、2021年2月期においては抑制し、近年の出店済み店舗の体質強化を図ります。2022年2月期以後の積極出店を展望し、キャッシュ・フロー創出能力の向上を目指し体質強化を図るとともに、既存店への活性化投資を継続的に行うことで、企業成長と地域シェアの拡大を実現してまいります。
- M&A戦略の積極展開による地域ドミナント基盤をより強固にし、商品調達面などでの競争優位を実現するとともに、地域経済の発展並びに雇用拡大に貢献してまいります。
- 店舗作業の効率化と人員多能工化により人時生産性を抜本的に改善させていく活動に取り組み、その成果を全店に展開することで生産性を高めてまいります。また、業務のデジタル化を推し進めることで省力化を図り、従業員の労働環境の整備を図るとともに、生み出された余剰時間をサービス向上へ転換しお客様の満足につなげてまいります。
- 中長期的な企業価値の向上に努めるべく、株主様・投資家様との対話を通じたコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。
- これらのことから、創出するキャッシュ・フローを成長投資及び株主還元に向け、有効に活用してまいります。高水準の資本効率の維持と更なる向上、並びに株主価値の増加に努めてまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は175億14百万円であり、主に当期の新設店舗によるものです。なお、これらの資金は借入金及び自己資金をもって充当しました。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

(株)マルヨシセンターの株式を取得したことにより、当連結会計年度より、持分法適用会社を含めています。また、連結子会社であった(株)サングリーンは株式を一部売却したことにより、連結子会社から除外し、持分法適用会社を含めていません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第56期 2017年2月期	第57期 2018年2月期	第58期 2019年2月期	第59期 (当期) 2020年2月期
営業収益(百万円)	702,121	729,857	732,136	744,349
売上高(百万円)	670,253	696,266	697,679	709,455
営業利益(百万円)	35,670	38,487	35,273	31,888
経常利益(百万円)	35,688	38,208	35,099	31,979
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	17,015	26,932	23,488	19,953
1株当たり当期純利益(円)	237.45	375.83	327.79	278.45
総資産(百万円)	476,885	479,867	484,876	490,106
純資産(百万円)	171,963	194,851	211,546	226,264

- (注) 1. 営業収益は、売上高及び営業収入の合計です。
2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2019年2月期の連結財政状態については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっています。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社14社及び持分法適用会社5社で構成され、小売事業、小売周辺事業及びその他の事業を展開していますが、各事業の内容は以下のとおりです。

① 小売事業

ショッピングセンター、ゼネラル・マーチャндаイジング・ストア(GMS)、スーパーマーケット等の業態による衣料品、住居関連品、食料品等の販売を主体としています。

② 小売周辺事業

クレジット取扱業務、店舗施設管理業務、外食等の小売事業を補完する業務を主体としています。

③ その他

卸売業、不動産賃貸業等です。

(7) 主要な営業所

当社	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	32店舗
		岡山県	10
		山口県	14
		島根県	7
		福岡県	19
		佐賀県	3
		大分県	3
		長崎県	2
		熊本県	9
		香川県	4
		徳島県	1
		兵庫県	3
		その他	4
		合計	111

(株)ゆめマート熊本	本社	熊本市東区上南部二丁目2番2号	
	地域別店舗数	熊本県	23店舗

(注) (株)ゆめマートは、2019年3月1日付で(株)ゆめマート熊本に商号変更しています。

(株)ゆめマート北九州	本社	北九州市八幡西区中須1丁目1番7号	
	地域別店舗数	福岡県	23店舗
		大分県	2
		山口県	7
		合計	32

(注) (株)スーパー大栄は、2019年3月1日付で(株)ゆめマート北九州に商号変更しています。

(株)ユアーズ	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	23店舗
		岡山県	1
合計	24		

(注) 2019年3月1日付で、(株)ゆめマート北九州に14店舗を譲渡しています。

(株)デイリーマート	本社	徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地1	
	地域別店舗数	徳島県	7店舗

(8) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
小売事業	3,757 名	+114 名
小売周辺事業	658	△13
その他	40	△4
合計	4,455	+97

(注) このほか、パートタイマーは11,457名（1名1日8時間換算）です。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ゆめカード	480百万円	100.0 %	金融業
(株) イズミテクノ	30	100.0 (14.0)	店舗施設管理業、建設業
イズミ・フード・サービス(株)	100	100.0	飲食業
(株) ゆめマート熊本	257	100.0	小売業
(株) ゆめマート北九州	100	100.0 (0.4)	小売業
(株) ユアーズ	50	59.5	小売業

- (注) 1. 議決権比率の(内書)は、間接所有割合です。
 2. 2019年3月1日付で、(株)ゆめマートは(株)ゆめマート熊本に、(株)スーパー大栄は(株)ゆめマート北九州に、それぞれ商号変更しています。
 3. 2019年8月23日付で、(株)ユアーズは資本金を100百万円から50百万円に減資しています。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) 広島銀行	19,830 百万円
(株) 日本政策投資銀行	16,552
(株) 三井住友銀行	15,874
三井住友信託銀行(株)	9,677
(株) 三菱UFJ銀行	8,638

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 195,243,000株
 (2) 発行済株式の総数…………… 71,665,200株 (自己株式7,346株を含む。)
 (3) 株主数…………… 6,633名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
山西ワールド(株)	19,935 千株	27.8 %
第一不動産(株)	4,208	5.9
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,211	4.5
(株)広島銀行	2,362	3.3
日本生命保険(相)	2,093	2.9
山西 泰明	2,036	2.8
イズミ広島共栄会	2,031	2.8
第一生命保険(株)	2,030	2.8
全国共済農業協同組合連合会	1,455	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,375	1.9

(注) 持株比率は、自己株式(7,346株)を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、消却及び保有

- ① 自己株式の取得
 ・ 単元未満株式の買取による取得
 普通株式 646株
 取得価額の総額 2百万円
- ② 当事業年度末の保有株式
 普通株式 7,346株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	当社の担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山西 泰明	
専務取締役	梶原 雄一郎	営業本部長
専務取締役	三家本 達也	管理本部長兼グループ経営本部長
常務取締役	中村 豊三	九州南事業部長
取締役	本田 雅彦	経営企画部長
取締役	似鳥 昭雄	(株)ニトリホールディングス代表取締役会長 (株)ニトリ代表取締役会長 (株)ホームロジスティクス取締役ファウンダー コーナン商事(株)社外取締役
取締役	米田 邦彦	広島修道大学商学部教授
常勤監査役	川本 邦昭	
監査役	松原 治郎	公認会計士
監査役	通堂 泰幸	税理士

- (注) 1. 取締役 似鳥昭雄及び米田邦彦の両氏は、社外取締役です。
 2. 監査役 松原治郎及び通堂泰幸の両氏は、社外監査役です。
 3. 当期中における役員の異動は次のとおりです。
 退任 2019年5月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役 山西義政氏は、任期満了により退任しました。
 4. 常勤監査役 川本邦昭及び監査役 通堂泰幸の両氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 監査役 松原治郎氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 代表取締役社長 山西泰明氏は、2020年2月20日付けで日本流通産業(株)の代表取締役副社長を退任しました。
 7. 期末日後における取締役の担当の異動は次のとおりです。
 (2020年4月16日付)
 常務取締役 中村 豊三 テナント統括本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	8名 (うち社外取締役 2名)	277百万円 (うち社外取締役 9百万円)
監 査 役	3名 (うち社外監査役 2名)	13百万円 (うち社外監査役 7百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議（2018年5月25日改定）による取締役の報酬の限度額は年額500百万円（うち社外取締役分30百万円）です。
2. 株主総会の決議（1994年5月26日改定）による監査役の報酬の限度額は年額20百万円です。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額2百万円（取締役1百万円、監査役1百万円）を含めています。
5. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額53百万円（取締役51百万円、監査役1百万円）を含めています。
6. 上記報酬等の額のほか、社外監査役2名が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は3百万円です。
7. 上記報酬等の額のほか、2019年5月29日開催の第58回定時株主総会の決議による退任取締役1名に対して役員退職慰労金1,821百万円を支給しています。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 似鳥昭雄氏は、(株)ニトリホールディングスの代表取締役会長及び(株)ニトリの代表取締役会長であり、当社とこれらの会社との間には土地・建物賃貸借契約に基づく取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の1.0%未満です。また、同氏は(株)ニトリホールディングスの関係会社である(株)ホームロジスティクスの取締役ファウンダーであり、コーナン商事(株)の社外取締役であります。当社とこれらの会社との間に取引関係はございません。

取締役 米田邦彦氏は、広島修道大学商学部教授を兼務しておりますが、兼務先と当社との取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	似 鳥 昭 雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち、10回に出席し、主に企業経営者としての幅広い視野と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	米 田 邦 彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち、12回に出席し、企業経営についての幅広い知識と高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	松 原 治 郎	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会15回のすべてに出席し、必要に応じ主に企業会計の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。
監 査 役	通 堂 泰 幸	当事業年度開催の取締役会13回のうち、11回に出席し、また、監査役会15回のうち、13回に出席し、必要に応じ主に税務の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。

- (注) 取締役 似鳥昭雄氏、取締役 米田邦彦氏及び監査役 松原治郎氏の3名を東京証券取引所の定める独立役員として届け出しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 49百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 76百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 企業グループとしての社会的責任を適正に遂行し社会の公器として誠実な企業であり続けるため、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を経営の重要課題と位置付け実効性のあるコンプライアンス体制を推進し社会からの信頼を確立する。
 - 企業グループ全体の取締役及び使用人のコンプライアンスを推進するために、経営管理部を設置する。
 - 取締役及び使用人は、事業活動における法令遵守を徹底するために「イズミグループ行動憲章」を掲げ、行動規範として職務を執行する。
 - 経営管理部内部監査課は、定期的を実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款等に適合しているか検証する。
 - 使用人が法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。
 - 経営管理部は、コンプライアンスに係る状況について定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
 - 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報・文書については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の整備を行う。
- 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報等については、必要に応じて事後的に閲覧が可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクとは事業活動に潜在する不確実な事象であることを認識し、その特定、評価、是正措置に対する方針を速やかに決定し、取締役会においてそのリスクマネジメントができる体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役は、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ii) 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議案の審議に関する十分な資料が全役員に配布されるものとする。

⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- i) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社の連結評価会議において3か月に1回の報告を義務づける。
- ii) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議する。
- iii) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督する。
- iv) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- v) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- vi) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようなリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備する。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとする。
- ii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の選任については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- iii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の業務執行に対しては、不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害しないように留意する。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制及び当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ii) 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社監査役職務の執行について生ずる費用の支払に係る方針およびその他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 当社は、監査役が監査を実施するために要する弁護士等の社外の専門家に対する相談・鑑定・調査等その他の事務委託費用を負担する。
- ii) 当社グループの代表取締役及びその他の取締役は、監査役と平素から相互の意思疎通を図るほか、監査役監査の重要性と有用性を認識し理解を深め、監査役の要求があれば積極的に協力する。
- iii) 監査役は、経営管理部内部監査課及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図り、連携して監査を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

「感謝と信用をモットーに商業を通じて、より豊かな暮らしに貢献する」べく事業活動における法令遵守を徹底するため「イズミグループ行動憲章」を掲げ私たち一人ひとりが「人としてやってはいけないこと」を判断できる誠実な人を目指し「イズミ行動基準」の定着・徹底を図り、行動のチェックポイントにより自問自答を繰り返しております。

これらのことを、より具体的に推進するため当社の各部署及びグループ各社から委員を選任したコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月1回開催することにより、全社的コンプライアンス意識向上のための教育並びに当社の各部署及びグループ各社における各リスクに対するモニタリング報告を実施し、全社的な情報共有を図るとともに対応策を協議しております。

また、グループ各社におけるコンプライアンス違反等については、適宜、当社経営管理部に報告されております。

(職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況)

当社は執行役員制度を導入しており、役員会を毎週開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は取締役7名（うち社外取締役2名）で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会規則に基づき、各議案の審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、第59期の取締役会は、定時13回開催しました。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を採用し、店舗においては電子化し、迅速かつ効率的な管理体制を構築しております。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

コンプライアンス・リスク管理委員会による体制の整備のほか、内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

(当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況)

当社グループにおいては、毎月子会社の社長による会議を開催し、業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

また、四半期ごとに子会社の事業活動の状況を親会社の取締役会で報告しております。

(監査役が実効的に行われることに対する取組みの状況)

監査役及び社外監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席、代表取締役との懇談、会計監査人との定期的な意見交換及び内部監査課との情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化を図りつつ、安定的に配当を継続していくことを重視しています。また、内部留保金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、成長分野への戦略投資に充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当連結会計年度 (2020年2月29日)	前連結会計年度 (2019年2月28日)
(資産の部)		
流動資産	98,302	92,164
現金及び預金	8,982	8,136
受取手形及び売掛金	46,392	39,784
商品及び製品	25,780	28,355
仕掛品	13	22
原材料及び貯蔵品	535	558
その他	17,242	15,890
貸倒引当金	△644	△584
固定資産	391,804	392,711
有形固定資産	337,447	338,121
建物及び構築物	161,672	162,976
機械装置及び運搬具	3,379	3,141
土地	163,240	162,745
リース資産	10	45
建設仮勘定	1,552	1,607
その他	7,591	7,604
無形固定資産	11,479	12,177
のれん	3,172	3,958
その他	8,307	8,219
投資その他の資産	42,877	42,413
投資有価証券	11,039	10,396
長期貸付金	1,563	1,584
繰延税金資産	8,326	8,271
敷金及び保証金	17,722	17,540
その他	4,783	5,180
貸倒引当金	△558	△559
資産合計	490,106	484,876

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

科 目	(ご参考)	
	当連結会計年度 (2020年2月29日)	前連結会計年度 (2019年2月28日)
(負債の部)		
流動負債	113,962	113,482
支払手形及び買掛金	49,977	31,275
短期借入金	2,000	25,746
1年内返済予定の長期借入金	19,925	21,264
未払金	15,653	10,415
未払法人税等	5,089	4,777
賞与引当金	2,206	2,132
役員賞与引当金	27	10
ポイント引当金	2,695	2,558
商品券回収損失引当金	81	166
資産除去債務	13	130
その他	16,291	15,005
固定負債	149,879	159,846
長期借入金	106,991	115,912
リース債務	5	11
長期預り敷金及び保証金	23,498	24,008
役員退職慰労引当金	1,002	2,176
利息返還損失引当金	114	102
退職給付に係る負債	8,514	8,050
繰延税金負債	1,413	1,334
資産除去債務	8,099	7,914
その他	237	336
負債合計	263,841	273,329
(純資産の部)		
株主資本	213,604	199,367
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,267	22,247
利益剰余金	171,751	157,530
自己株式	△27	△25
その他の包括利益累計額	741	529
その他有価証券評価差額金	753	737
退職給付に係る調整累計額	△12	△208
非支配株主持分	11,918	11,649
純資産合計	226,264	211,546
負債・純資産合計	490,106	484,876

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当連結会計年度 (2019年3月1日から 2020年2月29日まで)	前連結会計年度 (2018年3月1日から 2019年2月28日まで)
売上	709,455	697,679
売上原価	553,351	544,107
売上総利益	156,103	153,571
営業総収入	34,893	34,457
営業総利益	190,997	188,028
販売費及び一般管理費	159,108	152,754
営業外収益	31,888	35,273
受取利息及び配当金	250	258
仕入割引	291	299
持分法による投資利益	9	35
持分法による金取	164	191
その他	768	734
営業外費用	1,484	1,518
支払補償	818	919
その他	142	160
経常利益	433	613
特別利益	31,979	35,099
固定資産売却益	329	55
補助金収入	310	1,112
保険金の収入	—	309
その他	28	3
特別損失	669	1,480
固定資産売却損	21	27
固定資産除却損	333	313
減損	1,146	654
投資有価証券評価損失	486	47
店舗閉鎖損	419	—
建設計画変更損失	213	—
災害による損失	—	360
復興寄付金	—	450
出資金の評価	—	1,029
その他	183	201
税金等調整前当期純利益	29,845	33,495
法人税、住民税及び事業税	9,685	10,418
法人税等調整額	△179	△523
当期純利益	20,339	23,600
非支配株主に帰属する当期純利益	385	111
親会社株主に帰属する当期純利益	19,953	23,488

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

科 目	(ご参考)	
	当事業年度 (2020年2月29日)	前事業年度 (2019年2月28日)
(資産の部)		
流動資産	85,522	75,594
現金及び預金	4,386	3,386
売掛金	13,933	13,055
商品	22,384	24,716
原材料及び貯蔵品	295	335
前払費用	794	808
短期貸付金	38,519	28,229
預け金	1,625	1,272
その他	3,725	3,856
貸倒引当金	△142	△67
固定資産	337,953	338,756
有形固定資産	286,757	287,474
建物	139,528	140,756
構築物	5,588	5,490
機械及び装置	2,775	2,525
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	5,364	5,194
土地	132,793	132,179
リース資産	8	11
建設仮勘定	698	1,317
無形固定資産	6,402	6,280
借地権	4,332	4,232
ソフトウェア	1,337	1,256
その他	732	792
投資その他の資産	44,794	45,000
投資有価証券	1,586	2,246
関係会社株式	12,428	11,953
出資	4	4
長期貸付金	1,417	1,437
長期前払費用	699	525
繰延税金資産	6,788	6,669
出店仮勘定	219	288
敷金及び保証金	18,482	18,466
その他	3,465	3,707
貸倒引当金	△297	△297
資産合計	423,476	414,350

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当事業年度 (2020年2月29日)	前事業年度 (2019年2月28日)
(負債の部)		
流動負債	105,897	103,395
買掛金	43,224	26,333
短期借入金	14,840	34,040
1年内返済予定の長期借入金	14,744	15,573
リース債務	3	3
未払金	15,609	10,492
未払費用	1,858	1,718
未払法人税等	3,693	3,855
未払消費税等	2,107	1,932
前受り金	1,512	1,516
預賞与引当金	1,755	1,496
役員賞与引当金	1,726	1,678
ポイント引当金	2	2
商品券回収損失引当金	2,616	2,479
商品券回収損失引当金	81	166
資産除去債務	1	130
その他	2,119	1,973
固定負債	140,329	144,849
長期借入金	102,053	105,797
リース債務	5	9
長期預り敷金及び保証金	22,574	23,031
退職給付引当金	7,305	6,646
役員退職慰労引当金	906	2,062
資産除去債務	7,416	7,199
その他	67	101
負債合計	246,227	248,244
(純資産の部)		
株主資本	176,913	165,595
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,282	22,282
資本準備金	22,282	22,282
利益剰余金	135,045	123,724
利益準備金	2,094	2,094
その他利益剰余金	132,951	121,630
特別償却準備金	13	26
固定資産圧縮積立金	1,528	1,597
別途積立金	49,736	49,736
繰越利益剰余金	81,673	70,269
自己株式	△27	△25
評価・換算差額等	335	510
その他有価証券評価差額金	335	510
純資産合計	177,249	166,105
負債・純資産合計	423,476	414,350

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当事業年度 (2019年3月1日から 2020年2月29日まで)	前事業年度 (2018年3月1日から 2019年2月28日まで)
売上高	667,833	655,328
売上原価	541,520	532,522
売上総利益	126,313	122,806
営業総収入	32,309	31,663
営業総利益	158,622	154,469
販売費及び一般管理費	132,596	125,328
営業利益	26,026	29,141
営業外収益		
受取利息及び配当金	333	378
仕入割引	291	299
違約金収入	151	190
その他	619	526
営業外費用		
支払利息	822	898
支払補償費	142	160
その他	216	300
経常利益	26,240	29,177
特別利益		
固定資産売却益	0	39
投資有価証券売却益	31	-
補助金収入	73	1,112
保険金収入	-	220
特別損失		
固定資産売却損	20	-
固定資産除却損	225	234
減損	585	254
投資有価証券評価損	387	-
店舗閉鎖損失	263	-
建設計画変更損失	213	-
災害による損失	-	278
復興寄付金	-	450
出資の評価損	-	505
その他	131	21
税引前当期純利益	24,519	28,804
法人税、住民税及び事業税	7,517	8,534
法人税等調整額	△51	△196
当期純利益	17,053	20,466

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和 泉 年 昭 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前 田 貴 史 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 江 友 樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イズミの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イズミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和 泉 年 昭 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前 田 貴 史 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 江 友 樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イズミの2019年3月1日から2020年2月29日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な法裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月10日

株式会社イズミ 監査役会
 常勤監査役 川 本 邦 昭 ㊟
 社外監査役 松 原 治 郎 ㊟
 社外監査役 通 堂 泰 幸 ㊟

以 上

× ㊦

A large rectangular box with a solid black border. Inside the box, there are 20 horizontal dashed lines spaced evenly, providing a guide for writing. The box is empty and occupies the left half of the page.

× ㊦

A large rectangular box with a solid black border, identical in size and layout to the one on the left. It contains 20 horizontal dashed lines for writing and is empty, occupying the right half of the page.

